⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成13年度以降に、次の㋐及び㋑の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）65㎡以上のトンネル工事であること（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）65㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）。

㋑　ＮＡＴＭによるトンネル延長200m以上のトンネル工事であること。

ただし、㋐及び㋑は同一工事であることとし、施工延長については、掘削・覆工を実施した区間の延長であること。

なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成13年度以降に次の㋒の要件を満たす工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋒　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）40㎡以上のトンネル工事であること（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）40㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、留萌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の実績として妥当と判断された場合は、参加を認める。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

㋑　平成13年度以降に、上記イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

７　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

８　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01

９　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、深川留萌自動車道留萌市バンゴベトンネル工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局留萌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局留萌開発建設部契約課

## 競争参加者の資格に関する公示

熊本325号災害復旧　阿蘇大橋上下部工事に係る異工種建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「異工種建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 28 年 10 月 18 日

九州地方整備局長　小平田浩司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　工事名　熊本325号災害復旧　阿蘇大橋上下部工事

２　工事場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村地先

３　工事内容　橋梁形式：ＰＣ３径間連続ラーメン箱桁橋　橋長：Ｌ＝345.0m　架設工法：片持架設工法　最大支間長：Ｌ＝165.0m　下部工構造：ＰＲ１橋脚：躯体高Ｈ＝44.5m、大口径深礎工φ12m、杭長Ｌ＝20m　ＰＲ２橋脚：躯体高Ｈ＝96.0m、大口径深礎工φ18m、杭長Ｌ＝30m　ＰＲ３橋脚：躯体高Ｈ＝76.0m、大口径深礎工φ18m、杭長Ｌ＝30m　Ａ２橋台：躯体高Ｈ＝11.1m、場所打ち杭工φ1.5m、杭長Ｌ＝12m　仮設工：作業構台工　１式

４　予定工期

契約締結の翌日から平成32年９月30日まで

５　申請の時期

平成28年10月18日から平成28年11月４日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成28年11月４日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加者資格審査申請書（異工種建設工事）」（以下「申請書」という。）は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年10月28日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）５⑴を参照すること。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は次のとおりとする。〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（内線2522）

①　異工種建設工事共同企業体協定書（乙）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し

②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年10月18日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それを使用して作成しても差し支えない。）

⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。